

## 国際課税委員会（第71回）の概要

文責 森信茂樹

2013年10月8日、第71回国際課税委員会を開催しました。今回は、まず、経済産業省貿易経済協力局から、平成26年度税制改正要望についてお話を伺いました。最大の要望は、外国子会社合算税制における、トリガー税率の見直しです。具体的には、現行の20%を18%へ引下げるということで、世界的な法人税率の引下げ（例：イギリスが2015年から20%）の流れを踏まえ、我が国企業の海外での健全な事業活動における税制面でのリスクや負担を除去し、海外展開を後押しするため、という趣旨です。そのほか、適用除外要件（管理支配基準）の明確化という点も財務省・国税庁と議論をしている、ということでした。

次に、川田先生から、包括的否認規定について話をいただき、議論を行いました。話の概要は、包括的否認規定に関するわが国における議論の流れを振り返りつつ、米国や英国で導入されているGAARの紹介、課題などの紹介がありました。

議論の概要は以下の通りです。

- ・白、黒の線引きは、立法だけではできない。詳細なガイダンスが必要となる。
- ・裁判例の積み重ねのようなものも必要だ。これなくして包括的否認規定を作ると、創設的規定になる。
- ・わが国の明文の規定なき租税回避否認論は、「減免規定について、立法趣旨を踏まえた使い方であれば否認できる」というものだが、これの方が法的安定性はない。立法化した方が経済界も否認リスクが軽減される。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。